

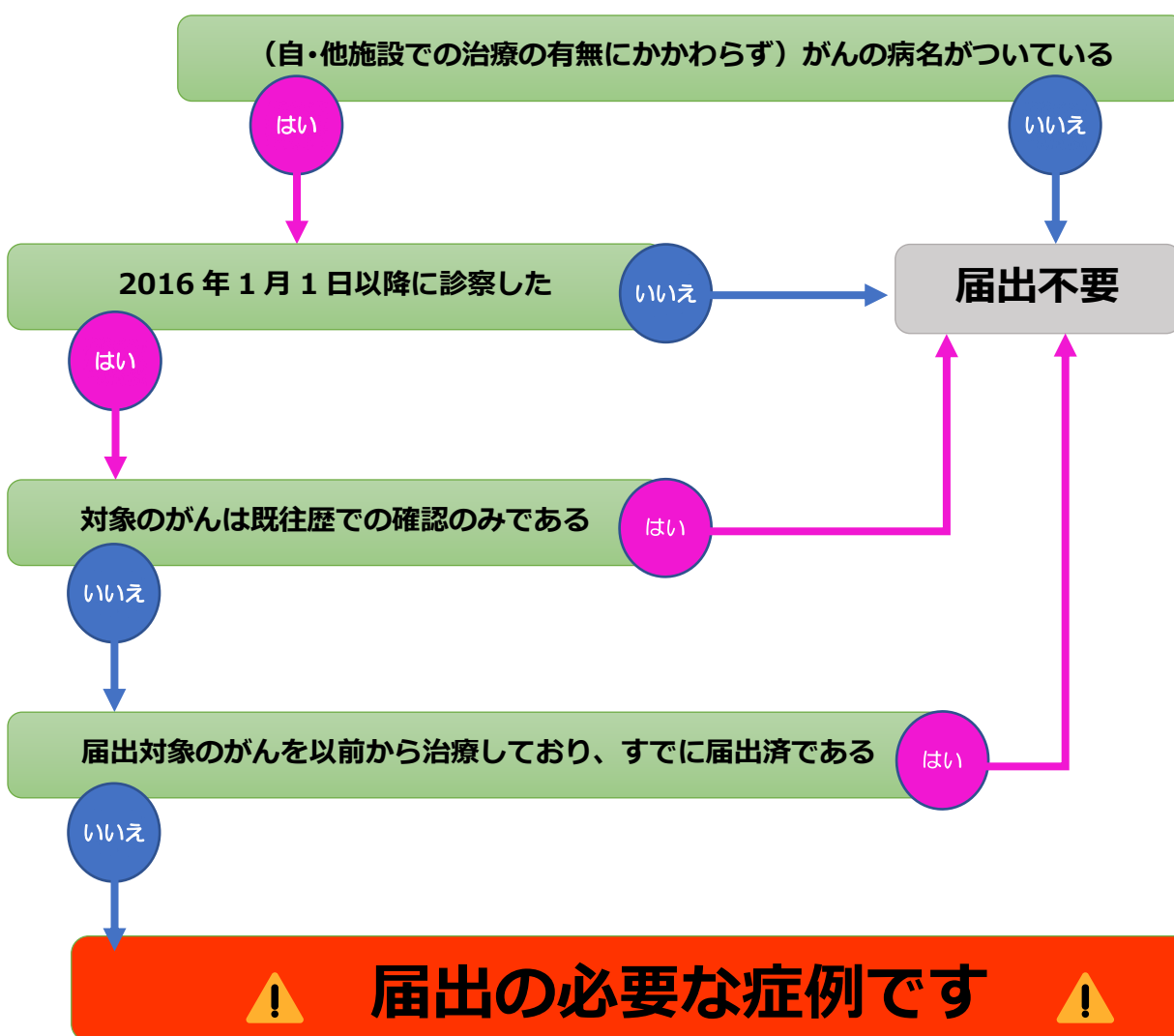
届出の対象について

・届出対象になる『疾病』

- すべての悪性腫瘍（上皮内がんを含む）
- すべての脳腫瘍：脳髄膜腫瘍含む（良性・良悪性・悪性の別は関係なく全て対象）
- 中枢神経腫瘍：脊髄腫瘍、脊髄膜腫瘍、脳神経腫瘍（良性・良悪性・悪性の別は関係なく全て対象）
- 境界悪性の卵巣腫瘍（全国がん登録届出マニュアル 2026_ 5 ページに記載の 7 種類のみ）
- 消化管間質腫瘍（GIST）

・届出の必要な患者

- 入院、外来を問わず、自施設で初めて診断や治療などの行為を行った患者
- 以前に治療しているかどうかは関係なく、自施設で初めて「がん」を診た患者



対象となったがんの診察をした

- ・ がんと診断した
- ・ 手術や化学療法などの治療をした
- ・ がんと診断されたが何も治療をしないことになった
- ・ 経過観察や緩和治療をおこなった
- ・ 身体管理などのフォローアップをおこなった
- ・ 治療後のフォローアップをおこなった
- ・ 死亡診断書に死因として「がん」と記載した …など

「全く何もしていない」
以外は
すべて**届出対象**に
なります！

届出対象者について

- 届出の必要ながんの種類(マニュアル5ページ)
 - * 原発性のがん（上皮内がんを含む）
 - * 髄膜または脳、脊髄、脳神経、中枢神経系の腫瘍
 - * 卵巣腫瘍（政令で定めたものに限る）
 - * 消化管間質腫瘍（GIST）
- 届出の必要な患者(マニュアル6ページ)

「がん」に関して初回の診断および治療が行われた患者
(**2016年1月1日**以降で、**入院・外来**を問わずに
自施設で診断および治療をした患者)

届出対象者について

- **病理学的な確定診断がなくても、医師が臨床的に「がん」と考えれば登録対象となる。**
- ▶ 細胞診や組織診をしていなくても、画像検査の所見、血液検査・尿検査・便検査の結果、内視鏡検査時の肉眼的診断など、結果や経験則による臨床診断などから「がん」と考えられれば、その時点で診断したと考える。

届出対象者について

- **病理学的な確定診断がなくても、医師が臨床的に「がん」と考えれば登録対象となる。**

- ▶ 組織診や細胞診などで「がん」と診断していない（顕微鏡学的に確定していない）場合に、カルテに『がん疑い』と記載されることもある
⇒ 医師が「がんで間違いないだろう」と考えていれば診断したとしてよい

届出対象者について

- **他の医療機関で診断や治療を行った患者であっても、自施設で「がん」に対する治療を行っていれば届出対象となる。**
 - ・ 化学療法・緩和ケア・経過観察・服薬管理
 - ・ 身体管理・がんに関連した症状の治療
 - ・ 再発や転移したがんの管理

自施設で最初の治療をしていなくても「がん」に関わっていれば届出対象となる